

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大島町地域公共交通活性化協議会
住 所 東京都大島町元町 1 丁目 1 番 14 号
代 表 者 氏 名 木中 孝次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

大島町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
大島町地域公共交通計画 32 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
大島町地域公共交通計画 32 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
大島町地域公共交通計画 33 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
大島町地域公共交通計画 35 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和7年6月〇〇日

(名称) 大島町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東京都大島町は伊豆諸島の北端に位置している。周囲を海に囲まれており、本町と他地域を結ぶ主な移動手段は高速ジェット船及び大型客船である。高速ジェット船や大型客船は本町への来訪者が利用するだけでなく、町民が都心部の病院を受診する場合等にも利用しており、本町と他地域を結ぶ重要な地域間交通ネットワークである。

本町内を運行する路線バスの系統のうち、大島公園ラインと波浮港ラインは地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船に接続する交通手段であり、支線の役割を果たしている。また、大島公園ライン・波浮港ラインそれぞれの沿線には、買い物施設が立地する地区もある。本町内は大規模なショッピングセンター等がないため、買い物施設が立地する地区に路線バスでアクセスできることは町民の日常生活を支えるうえで極めて重要である。さらに本町北部に位置する大島高校への通学手段としても利用されている。

町民のほとんどが自家用車で移動しているが、高齢化の進行に伴い、免許証を返納し、自家用車を運転できなくなった町民も増加している。また、人口減少の進行や共働き世帯の増加により、自家用車を運転できなくなった高齢者を家族や知人が送迎することも困難となっている。そのため、特に高齢者の自由な移動を支える観点で大島公園ラインと波浮港ラインが果たす役割が大きく、生活に不可欠な路線である。

上記路線の運行に際し、本町の支援や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により、大島公園ラインと波浮港ラインを確保・維持することで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・大島公園ライン及び波浮港ラインの定期利用者数を急激な人口減少が進む中においても、現状の2.5万人/年で維持する。
 - ・大島公園ライン及び波浮港ラインの収支率を現状の38.2%から50.0%に改善する。
- (大島町地域公共交通計画 35頁参照)

(2) 事業の効果

大島公園ライン・波浮港ラインを維持することにより、免許証返納した高齢者や大島高校に通学する生徒の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、来島者にとっては、地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船と接続する交通手段が確保されることで町内での観光周遊活動の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、大島高校への登校時間帯の大島高校直通便の維持(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 37 頁参照) ・大島公園ラインにおいて、元町港・岡田港間の運行便の維持(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 39 頁参照) ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するためのキャッシュレス決済対応サービスの実証実験の継続実施(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 52 頁参照) ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するための GTFS-JP の継続的な情報更新(大島旅客自動車(株)) (大島町地域公共交通計画 53 頁参照) ・来島者向けの分かりやすい情報発信の実施(大島観光協会、大島町) (大島町地域公共交通計画 55 頁参照) ・学校モビリティ・マネジメントの実施(大島町) (大島町地域公共交通計画 56 頁参照) ・町民向けの路線バス利用促進リーフレットの配布(大島町) (大島町地域公共交通計画 57 頁参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大島公園ライン・波浮港ラインについて、その運行に係る費用総額159,641千円のうち、大島町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支に関して、輸送実績等をもとに数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
・該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
・該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
・該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・該当なし
(2) 事業の効果
・該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
・該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
・該当なし	
(2) 事業の効果	
・該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
・該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年12月10日(第7回)	令和6年度取組内容中間報告、令和7年度以降取組内容素案検討
令和7年3月28日(第8回)	令和6年度取組報告、令和7年度以降取組内容協議
令和7年5月12日(第9回)	大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正
19. 利用者等の意見の反映状況	
令和4年に実施した町民アンケートにおいて、免許証返納後の移動手段としてバスの存続を求める意見が多かったため、バス路線の維持・確保に重点をおいた。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東京都大島町 1-1-14

(所 属) 政策推進課

(氏 名) 小泉 龍太

(電 話) 04992-2-1444

(e-mail) c010001@town.tokyo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・ 9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
大島町	大島旅客自動車 （株）	(1) 波浮港ライン	元町港	野増	大島陸 上競技 場	往20.2km 復20.2km	365日	3467.5 回			路線定期 運行	②(1)	元町港・岡田港	②
	大島旅客自動車 （株）	(2) 大島公園ライン	元町港	岡田港	大島 公園	往14.7km 復14.7km	365日	3467.5 回			路線定期 運行	②(1)	元町港・岡田港	②
		(3)				往 復 km km	日	回						
		(4)				往 復 km km	日	回						
		(5)				往 復 km km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大島町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	7,102
交通不便地域等	7,102

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,102	大島町全域	離島振興法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大島町地域公共交通計画	令和6年3月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）